

第2節 予算

1. 特別会計をめぐる環境の変化

特許特別会計は、増大する出願件数や高度化し複雑化する出願内容に的確に対処し、迅速な特許事務を実現し維持していくため、不断に特許事務が高度化される体制を構築し、早期権利化等出願人の利益の確保や、利用者へのサービスの向上に努めることを創設の主旨としている。このため産業財産権に関する事務の経理を一般会計から分離し、収支相償の原則の下、受益と負担の関係を明確にするため、1984年7月1日に特許特別会計法が施行されスタートした。

その後、特許特別会計法は1997年の商標法等の一部を改正する法律の施行によりその一部が改正され、関連法規の改正による一部改正手続はこれまでに7回を数えた。

一方で、簡素で効率的な政府を実現する観点から、2006年6月2日「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）」（行政改革推進法）が施行され、これに伴い2007年4月1日に各特別会計法を一つに束ねる形で「特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）」が施行され、特許特別会計法はその役割を終え、同日をもって廃止された。

(1) 「特許特別会計法」の変遷

特許特別会計法の主な改正の内容は次のとおり。

①1997年4月1日改正施行（商標法等の一部を改正する法律（平成8年6月12日法律第68号）附則）

産業財産権に係る手数料及び登録料の納付書を用いた現金納付制度の運用に当たり、歳入の項目に現金をもって納付される料金に関する記載を追加。

②2001年4月1日改正施行（独立行政法人工業所有権総合情報館法（平成11年12月22日法律第201号）附則）

独立行政法人工業所有権総合情報館（現：独立行政法人工業所有権情報・研修館）の創設に伴い、必要となる歳入、歳出に係る項目を追加。

(2) 「行政改革推進法」の施行

2006年6月2日に施行された行政改革推進法では、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について規定しており、特別会計の改革については、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、事務・事業の合理化及び効率化を図ることとしている。さらに、2011年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね5年ごとに同様の検討を行うものと規定している。

また、特許特別会計に係る見直しについては、特許出願の審査に係る事務及び事業につ

いて、審査の件数、審査に要する経費及び先行技術の調査の民間への委託の件数について中期的かつ定量的な目標を定め、業務の効率の向上等を図る旨規定している。

(3)「特別会計に関する法律」の施行

2007年4月1日に施行された特別会計に関する法律では、それまで31あった個別の特別会計について、2011年度までに17に統廃合することとした上で、各特別会計法を一つに束ねている。同法制定に至る特別会計の見直しに際し、特許特別会計については、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行っていくことは引き続き重要であり、区分経理には妥当性があるとされている。

また、同法は予算・決算等について通則的な規定を設けているが、特許特別会計が中長期的に収支が相償するという基本的性格を変更するものではない。

2. 特許行政予算の推移

(1) 歳入

特許特別会計の歳入は、実績ベースで1995年度830億円、1999年度944億円、2003年度1,041億円、2007年度1,548億円と推移し2008年度は1,269億円であった（ただし、前年度剰余金受入を除く）。

歳入の主なものは、特許印紙あるいは現金による産業財産権に係る手数料及び登録料収入であり、1994年度以降、料金改定や制度改正の影響による例外はあるものの、企業の旺盛な研究開発活動を反映して毎年歳入規模は増加し続けてきた。しかしながら、2008年度は審査請求件数等が大幅に減少したことにより、歳入規模は前年度比18.0%減と大きく減少した。これは2001年10月から実施された審査請求期間の短縮（出願から7年を3年）に伴い、審査請求期間7年の特許出願に係る審査請求期間が終期を迎えつつあったことや、長期化し深刻化する景気の低迷が影響したものと考えられる。

この15年間における歳入の予算項目上の大きな変更等は次のとおりである。

1996年度において、産業財産権に係る手数料及び登録料の納付書を用いた現金納付制度の運用に当たり、予算項目（款）特許印紙収入の名称を（款）特許料等収入に改称、その下位に当たる（項）特許印紙収入の次に同列に現金による手数料収入を受ける項目として、（項）特許料等収入を追加した。

2006年度において、独立行政法人工業所有権情報・研修館の第1期中期計画の終了に伴う独立行政法人工業所有権情報・研修館法第12条第3項に基づく残余の額の納付を受けるため、予算項目（款）独立行政法人納付金収入を新設した。

【歳入実績事項別推移表】

(単位：千円) 千円未満切捨

区分	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
特許印紙収入	81,215,389	88,034,736	95,893,490	89,846,508	92,175,963	94,874,343	95,716,969	102,033,392
特許料等収入	-	556,354	1,327,349	1,203,571	1,132,645	715,794	613,004	607,896
一般会計より受入	16,659	16,662	16,847	17,045	17,367	17,494	17,296	17,144
雑収入	1,814,108	2,182,363	2,444,922	1,310,808	1,087,716	1,295,677	1,647,646	1,300,920
合計	83,046,157	90,790,115	99,682,609	92,377,932	94,413,692	96,903,308	97,994,916	103,959,353

区分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度(見込)
特許印紙収入	102,851,264	118,387,519	125,081,854	133,783,587	151,359,402	122,508,349	98,436,704
特許料等収入	562,118	1,060,535	1,453,983	1,683,805	2,194,346	2,962,841	9,930,008
一般会計より受入	17,110	16,726	16,187	18,088	18,073	18,872	18,846
独立行政法人納付金収入	-	-	-	2,290,542	-	-	-
雑収入	647,059	393,086	274,094	528,333	1,192,355	1,433,946	1,427,950
合計	104,077,552	119,857,867	126,826,119	138,304,356	154,764,176	126,924,009	109,813,510

(資料) 特許庁作成

(2) 歳出

特許特別会計の歳出は、予算ベースで1995年度764億円、1999年度993億円、2003年度1,156億円、2007年度1,190億円と推移し2009年度は1,204億円であった。

歳出を経費の区分ごとに比較すると、一般事務処理経費については、国際化対策の強化や地域中小企業支援策の推進あるいは審査の処理促進のための審査官の増員等による人件費の増加等により予算を伸ばしている。特許公報類発行経費については、公報類が紙媒体からCD-ROM、DVD-ROMへと変わり、さらにはインターネット公報へと大きくその姿を変えてきており、事務処理の合理化、自動化の推進も手伝って予算は大きく減少している。審査、審判に関する直接的事業経費である審査審判等事務処理経費については、特許審査の処理促進のための登録調査機関への検索外注の件数の増加等により予算を大きく伸ばしている。同じく資料整備経費については、2002年度にそれまで特許事務機械化経費に計上していた電子データによる審査資料の整備予算を移し替えて予算を伸ばしている。工業所有権研修所経費については、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館に業務を移管して廃止した。特許事務全般を支える特許事務機械化経費については、ペーパーレス計画等特許事務の機械化の進展に伴い業務システムは年々その規模を増しているが、ダウンサイジング化やレガシーシステムからの脱却、さらには業務・システムの最適化への取組等により、より経済的で費用対効果の高いシステムの構築を目指している。

また、歳出全体の取組として、調達手続の適正化を推進しており、随意契約の抜本的な見直し等により、調達手続の透明性を確保するとともに執行額の節約を図り、その効果を次期歳出予算へと反映している。

【歳出予算事項別推移表】

(単位：千円)

区 分	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
工業所有権情報・研修館運営費	-	-	-	-	-	-	5,454,310	5,501,714
事務取扱費	75,506,492	77,322,793	85,694,369	94,442,685	98,701,359	103,442,884	100,739,746	103,682,248
一般事務処理経費	31,632,743	33,485,877	37,213,748	37,972,176	40,291,732	43,473,063	37,397,400	37,639,891
特許公報類発行経費	8,437,174	7,412,710	7,967,679	8,087,652	8,033,164	6,677,060	6,199,337	5,716,344
審査審判等事務処理経費	7,163,720	7,574,152	8,738,576	14,758,499	13,890,301	14,110,021	17,714,624	19,873,788
資料整備経費	1,182,284	1,142,510	1,179,411	1,350,138	1,948,163	3,341,151	3,586,170	12,160,324
工業所有権研修所経費	93,111	109,063	121,167	141,962	153,997	180,295	217,323	229,119
特許事務機械化経費	26,997,460	27,598,481	30,473,788	32,132,258	34,384,002	35,661,294	35,624,892	28,062,782
施設整備費	0	803,930	544,575	0	0	0	546,128	1,051,382
国債整理基金特別会計へ繰入	64,459	61,726	45,279	41,623	33,882	41,922	30,994	25,200
予備費	800,000	800,000	800,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
合 計	76,370,951	78,988,449	87,084,223	95,084,308	99,335,241	104,084,806	107,371,178	110,860,544

区 分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
工業所有権情報・研修館運営費	5,507,839	9,605,024	12,914,694	12,772,765	14,232,055	13,658,603	13,248,844
事務取扱費	108,433,717	130,600,205	103,226,363	104,489,981	103,195,195	107,575,817	105,841,027
一般事務処理費	37,603,742	38,171,588	41,551,257	41,467,461	42,331,805	43,493,513	45,371,490
特許公報類発行経費	5,885,201	4,321,592	2,155,811	1,932,376	1,804,220	1,606,180	1,366,675
審査審判等事務処理経費	23,348,713	23,148,137	21,828,510	22,113,057	24,106,896	23,220,734	24,347,068
資料整備経費	13,357,967	11,807,134	10,704,667	9,806,500	9,497,190	9,043,025	9,102,257
工業所有権研修所経費	241,819	218,598	0	0	0	0	0
特許事務機械化経費	27,996,275	52,933,156	26,986,118	29,170,587	25,455,084	30,212,365	25,653,537
施設整備費	1,051,217	1,008,078	981,267	886,108	1,232,582	1,225,641	975,676
国債整理基金特別会計へ繰入	26,301	28,153	31,792	31,890	41,625	40,279	0
予備費	600,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000
合 計	115,619,074	141,641,460	117,554,116	118,580,744	119,001,457	122,800,340	120,365,547

(資料) 特許庁作成